

産業科学研究所に設置される寄附研究部門に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程に基づき、産業科学研究所に置く寄附研究部門の設置並びに運営に関し必要な事項を定めるものであり、大阪大学産業科学研究所規程（以下、「産業科学研究所規程」という。）及びその他の産業科学研究所における各種申合せ等に定めるもののほか、要項に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究部門」とは、新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く産業科学研究所の研究部門をいう。
- (2)「センター」とは、産業科学ナノテクノロジーセンターをいう。
- (3)「附属研究施設」とは、センターを除く産業科学研究所の附属研究施設をいう。

(上位規程等との関係)

第3条 この要項及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国立大学法人大阪大学組織規程（以下、「組織規程」という。）、大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程及びその他の大阪大学における寄附研究部門に関する各種取扱いの定めるところによる。

(組織)

第4条 産業科学研究所規程第4条から第6条までに規定される研究部門、研究分野、附属研究施設及び共通施設のほか、組織規程の規定に基づき、産業科学研究所に寄附研究部門を設置することができる。

(奨学寄附金)

第5条 寄附研究部門は、民間等からの奨学寄附金により当該寄附研究部門の教育研究の実施に伴う諸経費を賄う。

- 2 前項の奨学寄附金は、年間2,500万円を受入基準額とする。

(設置の決定)

第6条 所長は、寄附研究部門の設置に係る寄附の申込みがあり、この申込みが産業科学研究所の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、役員会並びに教授会の議を経て、その設置を決定する。

- 2 前項の決定を行う場合は、当該寄附研究部門に係る寄附金その他の受入れについては役員会の審議を経るものとする。
- 3 第1項の審議は、当該寄附研究部門の設置申請教員（以下「世話教授」という。）から設置申請（協議書提出）を受けて行うものとする。
- 4 前項の世話教授は、寄附研究部門の存続期間中、寄附研究部門の運営上必要となる支援を行うことのできる専任教授とする。

(寄附研究部門の教員)

第7条 寄附研究部門を担当する教員は、大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程にかかわらず、基本的に少なくとも1名の常勤の教員を置くものとする。

(教員選考)

第8条 寄附研究部門新設時の教員選考及び設置後に教授の欠員等が生じた場合については、次の構成員からなる教員選考委員会を設置する。

所長

役員会から選出された副所長

当該寄附研究部門の世話教授

- 2 寄附研究部門設置後の教授以外の教員選考については、当該寄附研究部門教授（欠員の場合はそれに代わる者）の依頼により、世話教授が産業科学研究所の内規に準じて発議・選考を行う。
- 3 教員選考委員会委員長は、世話教授をもって充てるものとする。

（存続期間）

第9条 寄附研究部門の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、寄附研究部門の存続期間を更新することは妨げない。その終了にあたっては役員会に報告書を提出するものとする。

（運営委員会）

第10条 次の事項を審議するため、寄附研究部門ごとに寄附研究部門運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 当該寄附研究部門の予算及び決算に関すること。
 - (2) 当該寄附研究部門の教育・研究に関すること。
 - (3) 当該寄附研究部門担当教員の人事（選考の発議）に関すること。
 - (4) その他当該寄附研究部門に関すること。
- 2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 所長
 - (2) 役員会から選出された副所長
 - (3) 当該寄附研究部門を担当する教授相当者又は准教授相当者
 - (4) 当該寄附研究部門の世話教授
 - (5) その他委員会が必要と認めた者
 - 3 前項の委員の任期は、当該寄附研究部門が設置されている間とし、教育研究の成果の公表をもって終了する。

（委員長）

第11条 運営委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

（その他）

第13条 この要項に定めのない事項が生じたとき又はこの要項の内容に疑義若しくは変更の必要が生じたときは、速やかに教授会で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要項は、令和2年11月19日から施行する。